

五 霞 町 入 札 心 得

1 目的

五霞町発注の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札の執行方法については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、五霞町契約規則（平成10年五霞町規則第3号）、五霞町建設工事等指名業者選定に関する要綱（平成17年五霞町訓令第14-1号）その他五霞町の定める規程によるもののほかこの心得の定めるところによる。

2 入札

- (1) 入札参加者（一般競争入札又は指名競争入札に参加する事業者をいう。以下同じ。）は、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面について疑義があるときは、書面により関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者は、入札書に工事名（業務委託名）及び工事場所（委託場所）並びに入札参加者の住所及び氏名を記載した上で押印し、建設工事等ごとに封筒に入れ、公告又は工事（業務委託等）入札通知書に示した日時に町長に提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、必ず委任状を町長に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (5) 入札参加者は、令第167条の4の規定及び第167条の11で準用する第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 建設工事の入札に参加を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第2項に規定する経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7か月）を経過したものは、建設工事の入札に参加することができない。
- (7) 郵便入札の場合は、第3号から第5号までの規定は適用しない。

3 指名競争入札の辞退

- (1) 建設工事等の入札について指名を受けた者（以下この項において「指名競争入札参加者」という。）は、工事（業務委託等）入札通知書を確認した日から指名競争入札の執行完了に至るまでの間、いつでも当該指名競争入札を辞退することができる。
- (2) 指名競争入札参加者は、指名競争入札を辞退するときは、当該指名競争入札が執

行される日の前日までに入札辞退届を町長に提出しなければならない。

- (3) 指名競争入札を辞退した指名競争入札参加者は、これを理由として以降の建設工事等の指名について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (4) 町長は、指名競争入札参加者の指名競争入札の辞退により当該指名競争入札に参加する指名競争入札参加者が1事業者となったときは、当該指名競争入札の執行を中止するものとする。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令、政令、省令、条例、規則、告示に抵触する行為を行ってはならないものとする。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあるものとする。

6 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 令第167条の4及び第167条の11で準用する第167条の4の規定に定める入札参加資格のない入札参加者のした入札
- イ 五霞町において入札参加資格のない入札参加者のした入札
- ウ 同一の建設工事等に対し、2以上の入札をした入札参加者のした入札
- エ 入札に際し、不正行為のあった入札参加者のした入札
- オ 入札保証金が入札参加者の見積金額の100分の1以上に達しない者のした入札
- カ 入札書に必要な事項を記載しなかった入札参加者のした入札
- キ その他入札に関する条件に違反した入札参加者のした入札

7 落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格であることを前提とし、この前提の下、最低の価格で入札した入札参加者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した入札参加者を落札者とする。
- (2) 町長は、落札者を決定したときは当該落札者に対し、落札通知書又は口頭をもってその旨を通知する。

8 再度入札

開札をし、予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに第2回目の入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格が設けられている場合で最低制限価格未満の入札をした者は、第2回目の入札に参加することができない。

また、第2回目の入札において、第1回目の入札の最低入札価格を上回る価格で入札した者は、第3回目以降の入札に参加することができない。なお、予定価格を事前公表した場合の案件については、再度の入札を行わないこととする。

9 同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となる同価格の入札をした入札参加者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) 前号の場合において、当該入札をした入札参加者のうち、くじを引かない入札参加者があるときは、町長は、当該入札参加者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 契約保証金

入札参加者は、次の事項に応じた契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の契約にあつては契約金額の10分の1以上とし、建設工事以外の契約にあつては契約金額の100分の1以上とする。この場合において、五霞町契約規則の規定による有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、五霞町契約規則第4条第2項各号の一に該当する場合（履行保証保険契約を締結している場合、工事履行保証契約の締結を行った場合等）は、契約保証金の納付を免除する。

11 入札書記載金額

入札参加者は、消費税及び地方消費税の納税義務がある事業者であるか否かを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

12 課税事業者届出書又は免税事業者届書の提出

落札者は、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。ただし、提出を要しない旨の指示があつたときは、この限りでない。

13 契約の締結

落札者は、契約書により入札のあった日後五日以内に町長と契約を締結しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合（契約書の受渡し日の指定があった場合等）は、この限りでない。